

2024.01.23

令和6年1月1日より適用される 贈与税の改正事項

Q

お客様からのご質問

私は中小企業の経営者です。

令和6年1月1日より贈与税の改正が施行されたと聞きました。

どのように変わったのでしょうか？

A

キド先生からの回答

贈与税は個人から贈与財産を取得した個人（本人）に対して課税される税金です。贈与税の課税方法は、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがありますが、令和5年度税制改正で、令和6年1月1日から次の表のようになりました。

1. 贈与税の課税方式の比較(令和6年1月1日～)

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
贈与者 受贈者	制限なし	(贈与者)60歳以上の者 (受贈者)18歳以上の推定相続人及び孫
選択 届出	不要	贈与者ごと、受贈者ごとに選択し届出が必要
課税 時期	贈与時(その時点の時価で課税)	同左
控除	基礎控除(毎年:110万円)	①基礎控除(毎年:110万円) ②特別控除(累積で2,500万円)
税率	10%~55%の8段階(累進税率)	一律20%
相続時	①相続前7年以内に受けた贈与財産を相続財産に加算する。 ②4~7年前に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない。 ③納付済みの贈与税は相続時に税額控除する。	①贈与財産を贈与時の時価(基礎控除額を除く)で相続財産に加算する。 ②納付済みの贈与税は相続時に税額控除する。また、相続税額を超えて納付した贈与税は相続時に還付する。 ③土地建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は、相続時に被害額を控除できる。

(出典:令和5年度 税務大学校公開講座「相続税・贈与税のあらまし」を城所一部改編)

キド先生からのコメント

贈与税の適用方法の選択で、将来の相続税負担額が変わります。顧問税理士とよく相談・検討した上で、具体的な贈与を行うことが重要です。

